

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（学校法人関西学院）、出資団体監査（公益財団法人西宮スポーツセンター）及び指定管理者監査（一般社団法人山東自然の家）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年7月6日

西宮市監査委員 石原俊彦
同 佐竹令次
同 大川原成彦

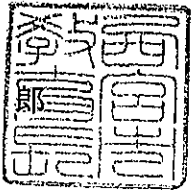
措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	令和元年11月21日	令和元年11月22日	令和2年4月15日
学校法人関西学院	令和元年11月21日	令和元年11月22日	令和2年5月29日
公益財団法人 西宮スポーツセンター	令和元年11月21日	令和元年11月22日	令和2年5月29日
一般社団法人 山東自然の家	令和元年11月21日	令和元年11月22日	令和2年5月28日
措置の内容	別紙のとおり		



西教委青育発第23号
令和2年5月28日

西宮市監査委員	佐竹	令次	様
同	石橋	正紀	様
同	大原	智	様
同	菅野	雅一	様

西宮市教育長 重松 司



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | | |
|---|----------|--------------------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 教育委員会 |
| 2 | 監査結果報告名 | 指定管理者監査結果報告
(一般社団法人 山東自然の家) |
| 3 | 監査結果提出日 | 令和元年11月21日報告監第16号 |
| 4 | 措置状況 | 別紙のとおり |

指定管理者監査報告書に基づき講じた措置
(令和元年 11 月 21 付報告監第 16 号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-3

1 指定管理の概要

(3) 指定管理業務

使用許可については、山東自然の家条例第 6 条により教育委員会が行い、基本協定書第 5 条により使用許可等に関する事務を指定管理者が行うことになっており、おおむね適正に処理されていました。なお、教育委員会の閉庁日における使用許可の取扱いについて適切な処理を検討してください。

(講じた措置)

教育委員会の閉庁日における使用許可については、開庁日以降に許可書の交付を行うよう取扱いを変更し、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-4

2 施設の利用状況及び使用料の収納状況

使用料は山東自然の家条例第 7 条に前納の定めがあり、おおむね規定どおりに納付されていますが、一部利用後に納付されているものがありました。

(講じた措置)

使用料納付の遅延については、窓口での当日払いを可能にすることで、納付書払いの件数を大幅に減少させたほか、窓口での支払済納付書の確認を徹底することにより、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-5

3 指定管理経費の収支状況

支出のうち設備等の保守点検業務については、委託料ではなく、役務費で支出されていました。指定管理経費の支出科目について、整理をしてください。

(講じた措置)

支出科目（委託料、役務費）の整理を図るとともに、委託業務については、基本協定書にて規定している西宮市の承認手続きを漏れなく行うよう確認を行い、改善を図りました。

4 業務の改善

施設利用者に対しては、アレルギー対応を含めた食堂メニューの見直しや各学校と児童生徒の入所前と入所時に連絡や打ち合わせを行うなどアレルギー対応のダブルチェックを行っています。また、地元の外部講師の利用による主催事業の内容改善や施設利用のてびき等の冊子の作成を行っています。

施設従業員に対しては、他施設の視察を通じて各担当職員のスキルアップを図るとともに、従業員の年次有給休暇の取得促進に努めています。

今後も利用者満足度を高めるために引き続き業務改善に努めてください。

(講じた措置)

業務改善については、利用者の声を参考にしながら、今後も各種研修への参加、施設内研修や業務改善に向けた会議等を通じて、更なるサービス向上と従業員の資質向上を図っていきます。

5 所管部局での業務実施状況

事業報告書については、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条及び基本協定書第12条で年度終了後30日以内に提出されることとしていますが、一部書類の提出もれがありました。

また、月次報告書についても、基本協定書第13条で翌月10日までに提出されることとしていますが、一部書類の提出もれがありました。

所管部局は、指定管理者から規定どおりの報告を受けるよう努めてください。

(講じた措置)

報告書の提出時期については、再度提出期限の確認を行い、改善を図りました。

6 むすび

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

施設の管理運営については、建設時から年数が経過しており、施設及び設備の改修や交換を順次行う必要があります。また、利便性の向上を図るための取組みが必要となっており、引き続き計画的な修繕や利用者の安全性や利便性を確保するための改善に取り組んでください。

一般社団法人山東自然の家は、今後とも市と連携・協働して安全安心な施設運営に加え、施設運営におけるサービス向上により一層努めてください。

(講じた措置)

施設の管理運営については、山東地域の地域力を最大限に活かしつつ、今後とも市と指定管理者間での連携・協働をしながら、引続き安心、安全で魅力ある施設運営を図っていきます。